

総社商工会議所会報

〒719-1131 岡山県総社市中央6丁目9-108
電話(0866)92-1122 IP電話(050)3540-9133 FAX(0866)93-9699

総社商工会議所 検索 <https://soja-cci.sakura.ne.jp/cci/>



Topics

- 1 絆をつなぐ綱引き大会開催
- 2 電子帳簿保存法の概要

2024

3月

そうじや商工ニュース
情報発信にご活用ください。

商工ニュースは毎月1日・15日発行です。会社PR・求人募集・イベント情報などにご利用ください。

お問合わせ 総社商工会議所 (0866) 921122



ふるさとまるっと。ふるつと総社

総社商工会議所が運営する、会員事業所を中心に「総社の特産品」を総社商工会議所ならではの組み合わせで楽しめるオンラインショップです。



綱引きで総社を元気に!! 《当商工会議所青年部事業》

第7回 絆をつなぐ綱引き大会開催



選手宣誓をする小学生

当商工会議所青年部は、去る1月13日(土) きびじアリーナを会場に「第7回絆をつなぐ綱引き大会」を開催しました。大会事業は、「総社市を元気に」をスローガンに、市内に在住の方や通勤・通学されている方々を中心に毎年開催しており、今大会には全5部門で参加総数59チーム、約420名の選手が参加され、寒さ吹き飛ばし白熱した戦いが終日繰り広げられました。

当日は午前10時半から総当たりによる予選会、午後からは勝ち上がったチームによる決勝トーナメントが行われ、1試合終了ごとに大歓声がおこり、特に決勝トーナメントでは会場は熱狂の渦となっていました。

また、今大会から新しく「男女混合部門」を設け、会社の仲間や町内会で作ったチームなども参加、中にはこの日のために用意したユニフォームを着て戦うチームの姿も見られました。

会場には、岡山県を代表する強豪チーム「月田金太郎綱引クラブ(真庭市)」と「福浜レディース(岡山市)」をお招きし、綱引きがより強くなる体験教室を参加者に向け開催していただきました。

また、会場の外では市内を中心に営業するキッチンカーが10店舗出店し、おでんやラーメンなど季節に合



綱引き大会の様子

各部門の優勝チームは次の通りで、それぞれ栄光に輝きました。

優勝チーム

- 【男性部門】 教員連合
- 【女性部門】 B.O.N.P
- 【男女混合部門】 チルホールズ
- 【小学生低学年部門】 常盤ルーキーズ
- 【小学生高学年部門】 帰ってきた! 力見力

わせた温かい昼食の販売もありました。また同日には、青年部主催「こども経営体験」事業の一環として、子ども達により、事業計画から商品仕入れ、販売を通じて会社経営を体験、会場に設けられたブースでお菓子詰め合わせの販売会も行われ、売上金は参加の子ども達の希望で、後日、片岡聡一総社市長に手渡されて、市を通じ能登半島地震へ寄付を行いました。



お菓子販売の様子



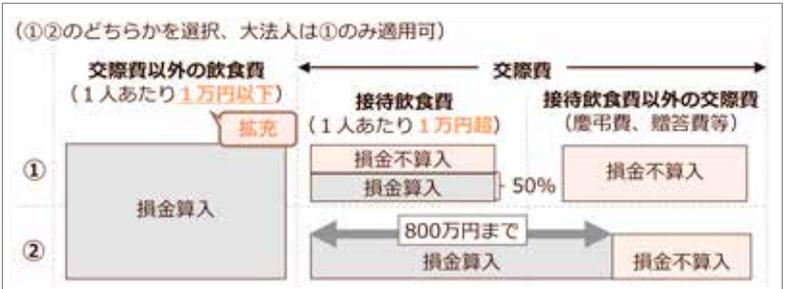
寄付をする子ども達

令和6年度 税制改正のポイント

交際費課税特例の延長(3年)・拡充(飲食費上限の引上げ(1万円))

- ▶ 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が**3年延長**
- ▶ 交際費から除外される飲食費(1回1人あたり)の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ

現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正!** 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現!** 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**



事業承継税制(特例措置)における 特例承継計画の提出期限の延長(2年)

特例措置を活用するための前提となるエントリーシート(特例承継計画)の提出期限が**2年延長**、新たな提出期限は**2026年3月まで**。一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された

制度の紹介チラシ



* 事業承継税制(特例措置)とは... 先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予(一定要件を満たすと免除)される制度。10年間の時限措置

ご報告とお願い

能登半島地震への対応について

このたび1月に発生した「令和6年能登半島地震」により、亡くなられた方々、ご家族、ご親族、関係者の皆様に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。総社商工会議所では、去る1月19日に岡山県商工会議所連合会から100万円(岡山会議所45万円、各会議所5万円)を石川県商工会議所連合会へお送りいたしました。また、2月下旬に15万円を日本商工会議所へ送り、全国の商工会議所から寄せられている義援金とともに被災地へ送られます。会員の皆様におかれましては既に義援金などの対応をされていると思いますが、引き続き被災された地域へのご支援をいただければ幸いです。

少額減価償却資産の損金算入特例の延長(2年)

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)が可能な措置が**2年延長**

所得税・住民税の定額減税

2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の**減税**



税制改正特設サイトはこちら



令和5年分の所得税確定申告期限は **3月15日(金)** までです。

会員向け申告相談会は**3月7日(木)** までとなりますので**お早めにご予約下さい。**



